

福岡県公報

平成二十一年六月三日
第二千九百七十三号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月三日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 大野城市の項中

医療法人十全会十全病院

” 中央一丁目一三番八号

を

医療法人十全会おおりん病院

” 中央一丁目一三番八号

に

改める。